

- 一、普通生後一週間以内稀れに生後三乃至四週後に、
 - 二、先づ兒が不安となり、次で
 - 三、暗赤色又は褐色の吐血か或は暗黒色の血便を出したために
 - 四、強く貧血して顔面蒼白となり、四肢冷く、脈搏は頻細となり、呼吸困難を起し、遂には
 - 五、全身衰弱のために死亡す。
- 處置 次の如くす、
- 一、速かに醫治を乞ひ、其間に於ては
 - 二、兒を安静にし、全身を温め、全身栄養を高むるに努む。

第七節 皮膚及び生殖器の疾患

第一項 丹毒

原因 消毒法及び清潔法が不完全なために、主に皮膚稀れに粘膜の損傷部に丹毒菌なる病原菌が傳染して生ずる恐るべき傳染病なり。

症狀 次の如し、

初生兒皮膚の疾患を記せ、
初生兒丹毒に就て記せ、
初生兒丹毒の原因症狀及び處置を記せ。

- 一、先づ傳染部が強く赤く腫れ、而も周圍に對して明瞭に界され、
 - 二、その發赤部は時と共に周圍に向ふて盛んに擴がり、同時に
 - 三、四十度近くの弛張性高熱が續き、
 - 四、脈搏は頻數となり、呼吸は淺く促迫し、
 - 五、哺乳を嫌ひ、頑固な下痢を起し、遂には
 - 六、肺炎、腹膜炎等を起して死亡す。
- 豫防法 皮膚粘膜を傷けぬ様にし、消毒を嚴重にし、創面は清潔にし防腐劑を撒布す。
- 處置 次の如くす、
- 一、疑ひだにあらば直ちに醫治を求め、其間に於ては
 - 二、消毒清潔を完全にするは勿論、他への傳染を絶對に豫防す、即ち兒を隔離し、兒に接した總ての物體は嚴重に消毒し、他の妊産婦及及び乳兒の取扱ひを差し控へよ。

第二項 鞏硬症

初生児鞏硬症とは如何なる疾病なりや、其原因、症状及び處置法を記せ。

本症は不明の原因により皮膚殊に下腿の皮膚が鞏皮の如く硬く厚くなる病氣で、榮養不良兒に多く見らる。

處置 次の如くす、

一、早く醫治を求め、其間に於ては

二、一般榮養を高めるに努め、保溫に注意し、ために一日數回の沐浴をさせ、皮膚が硬く張る時は軽くオレーフ油を塗り、呼吸困難あらば人工呼吸法を行ふ。

第三項 糜爛、剝脫

原因

一、微毒による場合と、

二、單に發汗、糞便尿による不清潔、濕潤のため來る場合とあり、

外陰部、會陰、肛門關節の屈曲、面皴の多き部位等に生じ易い。

豫後 適當に處置せねば益々周圍に向ふて擴がるのみならず、既述の種々な傳染病を來す危険あり。

處置 次の如くす、

一、清潔法を勵行し、局所を乾燥させるために「シッカロール」、「デルマトール」等分亞鉛華澱粉等を撒布し、且つ刺戟を避くるために特に襪襪の清潔乾燥柔軟に留意し、

二、全身榮養を高めるに努む。

第四項 發疹

初生児に發する發疹性皮膚病を問ふ。

原因 本症には一過度に温めたために發汗して生ずる汗疹の如き良性のもの、二微毒、其他の重症の病狀として生ずる悪性のものとある。

處置

一、汗疹は衣服を減じ、室温を適當にし、清潔に乾燥せしむ、

二、微毒其他によるものは、早く醫治を求め、其間に於ては局所を清潔にし、摩擦其他の刺戟を避け、且つ、全身榮養を高むるに努む。

第五項 皮脂漏

頭部で殊に大頰門の近くに 灰白色又は暗褐色の厚き鱗状の痂皮を生ずる場合を云ひ、

其原因 種々であるから

處置 早く醫治を求め 其間に於ては

局所を清潔にし、鱗状の痂皮は、オレーフ油を數回繰返し塗りて軟かにした後 石鹼水で拭ひ去り、其後を清潔に乾かす。

第六項 慢性陰部浮腫

原因 不明 男子のみに來り、

症狀 陰部だけが徐々に浮腫す。

處置 多くは自然に治るが 長引く時は醫治を求む。

第七項 淋菌性陰門腔炎

原因 淋菌の傳染による。

症狀 外陰部及び腔壁が赤く腫れ

膿樣分泌強く

兒は不安となり、時に熱

發することあり。

處置 早く醫治を乞ひ、其間に於ては

局所を清潔にし 消毒を嚴重にして他への傳染を豫防す。

附 錄 產婆ニ關スル諸規則

以下列記スル諸規則ニ關シ不明ノ點アラバ醫學博士高田義一郎氏著產婆規則講義ヲ讀マル
ベシ疑問質義ハ直ニ解明サルベシ。

(上) 内地ノ部

產婆規則

(明治三十二年七月十九日勅令第三百四十五號)
(改正四十三年第二一八號、大正六年第七二號)

第一條 產婆タラントスル者ハ二十年以上ノ女子ニシテ左ノ資格ヲ有シ產婆名簿ニ登錄ヲ
受クルコトヲ要ス。

一、產婆試驗ニ合格シタル者

二、内務大臣ノ指定シタル學校又ハ講習所ヲ卒業シタル者。

三、外國ノ學校若クハ講習所ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ產婆免許ヲ得タル者ニシテ、内務大
臣ノ適當ト認メタル者。

第二條 產婆試驗ハ地方長官之ヲ舉行ス。

第三條 一箇年以上產婆ノ學術ヲ修業シタル者ニ非ザレバ產婆試驗ヲ受クルコトヲ得ズ。

第四條 產婆名簿ハ地方長官之ヲ管理ス。

產婆ニ關スル諸規則

産婆名簿ニ登録ヲ受ケント者ハ産婆試験合格證書卒業證書又ハ免許證ヲ添ヘ地方長官ニ願出ヅベシ。

産婆名簿ノ登録事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ二十日以内ニ産婆名簿ノ訂正ヲ願出ヅベシ。

産婆名簿ノ登録事項ハ内務大臣之ヲ定ム。

第五條 産婆其ノ住所ヲ移シタル爲管轄地方廳ヲ異ニスルトキハ直ニ前ノ管轄地方廳ニ産婆名簿取消ノ登録ヲ願出デ後ノ管轄地方廳ニ産婆名簿ノ登録ヲ願出ヅベシ。

第六條 産婆廢業シタルトキハ二十日以内ニ地方長官ニ産婆名簿取消ノ登録ヲ願出ヅベシ。産婆失踪又ハ死亡シタルトキハ戸籍法ニ依ル届出義務者ヨリ二十日以内ニ地方長官ニ産婆名簿取消ノ登録ヲ願出ヅベシ。

第七條 産婆ハ妊婦産婦褥婦又ハ胎兒生兒ニ異常アリト認ムルトキハ醫師ノ診療ヲ請ハシムベシ。自ラ其ノ處置ヲ爲スコトヲ得ズ。但シ臨時救急ノ手當ハ此ノ限リニ非ラズ。

第八條 産婆ハ妊婦産婦褥婦又ハ胎兒生兒ニ對シ外科手術ヲ行ヒ産科器械ヲ用キ藥品ヲ投與シ又ハ之ガ指示ヲ爲スコトヲ得ズ。但シ消毒ヲ行ヒ臍帶ヲ切り灌腸ヲ施スノ類ハ此ノ限ニ在ラズ。

第九條 産婆ハ産婆名簿ニ登録ヲ受ケザル者ニ妊婦産婦褥婦又ハ胎兒生兒ノ取扱ヲ專任スルコトヲ得ズ。

ルコトヲ得ズ。

第九條ノ二 産婆ハ自ラ檢案セズシテ死産證書又ハ死胎檢案書ヲ交附スル事ヲ得ズ。

第十條 産婆ニシテ墮胎ノ罪其ノ他業務ニ關スル罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルベキ罪ヲ犯シタルトキハ地方長官ハ産婆ノ業ヲ禁止シ又ハ一年以内之ヲ停止スルコトヲ得。産婆名簿登録前ニ犯シタル罪ニ付テモ亦同ジ。

第十一條 試験ニ關スル規定ニ違背シタル者アルトキハ其ノ試験ヲ無効トスルコトヲ得。若シ既ニ登録ヲ受ケタルトキハ其登録ヲ取消スコトヲ得。

第十二條 地方長官ハ産婆ノ業ヲ禁止シ又ハ停止シタル後本人ノ行狀ニ依リ其ノ禁止又ハ停止ヲ解除スルコトヲ得。

第十三條 産婆試験ヲ受ケムトスル者又ハ産婆名簿ニ登録ヲ願出ヅル者ニシテ試験又ハ登録ノ以前墮胎ノ罪其ノ他業務ニ關スル罪禁錮以上ノ刑ニ處セラルベキ罪ヲ犯シタル者又ハ試験ニ關スル規程ニ違背シタル者ナルトキハ試験又ハ登録ヲ許可セザルコトヲ得。

第十四條 産婆ニシテ三箇年間其ノ業ヲ營マザルトキ又ハ瘋癲白痴不具癡疾トナリ其ノ業ヲ營ムニ堪ヘズト認ムルトキハ地方長官ハ産婆名簿ノ登録ヲ取消スコトヲ得。

第十五條 産婆名簿ノ登録登録ノ取消主要ナル登録事項ノ訂正並ニ産婆業ノ禁止又ハ停止及ビ其ノ解除ハ地方長官之ヲ告示スベシ。

第十六條 左ニ掲グル者ハ五拾圓以下ノ罰金ニ處ス。

一、産婆名簿ニ登録ヲ受ケズシテ産婆ノ業務ヲ爲シタル者。

二、産婆名簿ノ登録ヲ取消サレタル後産婆ノ業務ヲ爲シタル者。

三、産婆ノ業ヲ禁止又ハ停止セラレタル後産婆ノ業務ヲ爲シタル者。

四、第三條ニ關シ虚偽ノ證明又ハ陳述ヲ爲シタル者。

五、第七條乃至第九條第九條ノ二ニ違背シタル者。

第十七條 第四條第三項第五條第二項及ビ第六條ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス。

附則

第十八條 本令施行以前内務省又ハ地方廳ヨリ産婆ノ免狀又ハ鑑札ヲ受ケ現ニ其ノ業ヲ營ム者ハ本令施行後六箇月以内ニ地方長官ニ願出デ産婆名簿ニ登録ヲ受クルコトヲ得。

第十九條 地方長官ハ産婆ノ乏シキ地ニ限り當分ノ内出願者ノ履歴ニ依リ業務ノ地域及ビ

五箇年以内ノ期限ヲ定メ産婆ノ業ヲ免許スルコトヲ得。

前項ノ免許ヲ受ケタル者ハ産婆ニ準ジ本令ヲ適用ス但シ産婆名簿ニ登録スル限ニ在ラズ。

第二十條 本令ハ明治三十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス。

死亡診断書、死體檢案書並ニ死産證書、

死胎檢案書記載事項 (明治三十三年九月三日)

(内務省令第四十一號)

第一條 醫師ハ其作爲スベキ死亡診断書又ハ死體檢案書ニ左ノ諸件ヲ記載スベシ。

一、死亡者ノ氏名其ノ職業及ビ其ノ出生ノ年月日。

二、病死者ニ在テハ其ノ病名自殺者ニ在テハ其ノ手段自殺以外ノ變死者及ビ中毒者ニ在テハ其ノ種類

三、發病ノ年月日。

四、死亡ノ年月日時及ビ其ノ場所。

第二條 醫師及ビ産婆ハ其ノ作爲スベキ死産證書又ハ死胎檢案書ニ左ノ諸件ヲ記載スベシ。

一、父ノ氏名職業私生子ニ在テハ母ノ氏名職業及ビ父母ノ出生ノ年月日。

二、死胎ノ嫡出子庶子私生子別及ビ男女別。

三、妊娠ノ月數。

四、分娩ノ年月日時及ビ其ノ場所。

附則

本令ハ明治三十四年一月一日ヨリ施行ス。

(明治三十三年十月九日) 廳府縣
(内務省訓令第二十八號)

本年九月當省令第四十一號ヲ以テ規定シタル醫師ノ作爲スベキ死亡診斷書死體檢案書及ビ醫師又ハ產婆ノ作爲スベキ死産證書死體檢案書ノ様式竝ニ其記載方ハ左ノ各項ニ準據セシメラルベシ。(中略)

第二、死産證書 死胎檢案書

(様式)

死産證書(死胎檢案書)

- 一 父ノ氏名(私生子の場合合に在ては母ノ氏名)
- 二 父ノ出生年月日(私生子の場合合に在ては之を除く)
- 三 母ノ出生年月日
- 四 父ノ職業(私生子の場合合に在ては母ノ職業)
- 五 妊娠ノ月數
- 六 分娩ノ年月日時
- 七 分娩ノ場所
- 八 死胎ノ男女ノ別
- 九 死胎ノ嫡出子、庶子、私生子ノ別

右證明(檢案)候也

年 月 日

住 醫師(產婆) 氏

名 (印)

記載方

- 一 死體ノ嫡出子ナルカ、又庶子ナルトキハ其ノ父ノ氏名ヲ記スベシ。若シ私生子ナルトキハ、其ノ母ノ氏名ヲ記スベシ。
- 二 死胎ノ嫡出子ナルカ、又庶子ナルトキハ其ノ父ノ出生年月日時ヲ記スベシ。
- 三 死胎ノ何タルニ拘ハラズ其ノ母ノ出生年月日時ヲ記スベシ。
- 四 死胎ノ嫡出子ナルカ庶子ナルトキハ其父ノ職業ヲ記スベシ。若シ私生子ナルトキハ其ノ母ノ職業ヲ記スベシ。總テ職業名ハ商又ハ工等單一ノ汎稱ニ據ラズシテ何商又ハ何工等成ルベク明細ニ記スベシ。
- 五 妊娠ノ月數ハ受孕ヨリ分娩ニ至ル妊娠ノ經過ニシテ死胎ハ約四週日ヲ一月ト看做シタル第幾月目ニ該當スルカヲ記スベシ。
- 六 分娩ノ年月日時ヲ記スベシ。若シ明瞭ナラザルトキハ推定シタル年月日時ヲ記スベシ。此場合ニハ推定ノ二字ヲ冠セシムルヲ要ス。
- 七 分娩ノ場所ハ郡市區町村大字名及ビ番地番戶番屋數ヲ記スベシ。
- 八 死胎ノ男女孰レニ屬スルカヲ記スベシ。若シ死胎等ニ在テ男女ノ區別ヲナシ能ハザル場合ニ於テハ其ノ事由ヲ添テ不詳ト記スベシ。
- 九 死胎ハ嫡出子ナルカ、又庶子ナルカ若クハ私生子ナルカノ別ヲ記スベシ。

產婆ニ關スル諸規則

産婆名簿登録規則 (明治三十二年九月六日内務省令第四十八號 改正明治四十三年第一六號)

- 第一條 産婆名簿ニハ左ノ事項ヲ登録スベシ。
 - 一、登録番號 登録年月日。
 - 二、族籍 (外國人ナルトキハ其ノ國籍) 氏名 年齢 住所。
 - 三、産婆規則第一條規定ノ資格及ビ資格ヲ取得シタル年月日並ニ同條第一號ノ資格ニ付テハ試験ヲ受ケタル地方廳名。
 - 四、開業地住所以外ノ地ニ於テ開業スルモノ又ハ出張所ヲ設クルモノハ之ヲ記載ス。
 - 五、業務ニ關スル犯罪禁錮以上ノ刑ニ該ル犯罪其ノ年月日事由。
 - 六、産婆業ノ禁止停止解除其ノ年月日事由。
 - 七、名簿取消ノ年月日事由。
- 第二條 産婆名簿ハ別記様式ニ依リ調製スベシ。
- 第三條 産婆ノ業ヲ管マントスル者ハ本令第一條第二號第三號第四號ノ事項ヲ明記シテ其ノ住所地ヲ管轄スル地方廳ニ願出デ産婆名簿ニ登録ヲ受クベシ。
- 第四條 産婆規則第五條第一項ノ場合ニ於テハ前ノ管轄地方廳ハ産婆名簿ノ取消ノ登録ヲ爲シ其ノ登録事項ノ謄本ヲ以テ後ノ管轄地方廳ニ其ノ旨ヲ通知スベシ。後ノ管轄地方廳ハ

前ノ管轄地方廳ノ通知ヲ俟タズ本人ノ願出デニ依リ直ニ産婆名簿ニ登録ヲ爲スベシ。但シ必要ト認ムル場合ニ於テハ前ノ管轄地方廳ノ告知ヲ俟チ又ハ之ニ照會ヲ經タル後登録ヲ爲スベシ。

第五條 産婆名簿ノ訂正又ハ取消ノ登録ヲ爲ストキハ其ノ部分ニ朱線ヲ畫シ訂正又ハ取消ノ事由年月日ヲ朱記スベシ。

第六條 産婆名簿ニ登録ヲ受ケタル者謄本手数料金五拾錢ヲ納附スルトキハ登録ノ謄本ヲ受クルコトヲ得。

謄本手数料ハ收入印紙ヲ以テ納附スベシ。

(別記)

産婆名簿様式 (用紙美濃紙)

種	別	何
登録番號	第	何
登録年月日	年 月 日	何 年 何 月 何 日
族籍	何	何
	縣府道廳	平士民族
		誰
		何 年 何 月 何 日
		生
		事

産婆ニ關スル諸規則

住所	産婆名簿	開業地	資格取得年月日	資格取得地方廳名	犯罪	行政及處分	姓名

産婆試験規則 (明治三十二年九月六日)
(内務省令第四十七號)

- 第一條 産婆試験願出ノ期日舉行ノ期日及ビ場所ハ地方長官之ヲ告示ス。
- 第二條 試験科目ハ左ノ如シ。
學說
- 第一 正規妊娠分娩及ビ其ノ取扱法
- 第二 正規産褥ノ経過及ビ褥婦生兒ノ看護法

第三 異常ノ妊娠分娩及ビ其ノ取扱法

第四 妊婦産褥褥婦生兒ノ疾病消毒ノ方法及ビ産婆心得

第一 實地試験若クハ模範型試験

第三條 學說試験ニ合格シタル者ニ非レバ實地試験ヲ受クルコトヲ得ズ。

第四條 學說試験ニ合格シ實地試験ニ落第シタル者又ハ實地試験ヲ受ケザル者ハ次回以後

ノ試験ニ於テ實地試験ノミヲ受クルコトヲ得。

第五條 産婆試験ヲ受ケントスル者ハ産婆學校産婆養成所等ノ卒業證書若クハ修業證書又

ハ産婆若クハ醫師二名ノ證明アル修業履歷書ヲ添ヘ地方長官ニ願出ヅベシ但シ第四條ニ

依リ實地試験ノミヲ受ケントスル者ハ學說試験合格ノ證明書ヲ添ヘ願出ヅベシ。

地方長官前項ノ願出ヲ許可スルトキハ指令ヲ要セズ其ノ願書ヲ受理シ許可セザルトキハ

之ヲ却下ス。

第六條 産婆試験ヲ願出ヅル者ハ收入印紙ヲ以テ試験手数料金壹圓ヲ納附スベシ但シ納附

シタル手数料ハ之ヲ還附セズ。

第四條ニ依リ實地試験ノミヲ願出ヅル者ト雖モ本條ノ手数料ヲ納附スベシ。

第七條 地方長官ハ學說試験及ビ實地試験ニ合格シタル者ニ合格證書ヲ交付シ學說試験ニ

産婆ニ關スル諸規則

合格シタル者ニハ證明書ヲ交附ス。

第八條 地方長官ハ受験人心得其ノ他試験場ノ整理ニ關スル條規ヲ定メ試験場ニ揭示スベシ。

當該官吏ハ受験人心得其ノ他前項ノ條規ニ違背シタル者ニ退場ヲ命ズルコトヲ得。

産婆試験受験人心得

第一條 産婆試験ハ毎年二回之ヲ舉行ス。但シ其ノ期日及ビ場所ハ、一ヶ月前之ヲ告示ス。

第二條 産婆試験ヲ受ケントスル者ハ、別記第一號乃至第二號書式ニ依ヒ、毎年三月及ビ九月中ニ郡市役所ヲ經テ願書ヲ當廳ニ差出スベシ。

第三條 産婆試験ノ願書ヲ受理セラレタル者ハ試験舉行ノ期日一日前ニ、受験地ニ到着シ、其ノ宿所氏名ヲ試験場ニ届出ヅベシ。

第四條 受験人ハ筆墨及ビ實印ヲ持參スベシ。但シ書籍書類其ノ他試験ノ材料トナルベキモノヲ携帯シテ試験場ニ入ルヲ許サズ。

第五條 學說試験ニ合格シタル者ニハ其ノ試験ヲ終ヘタル日ヨリ一週間以内ニ、更ニ實地試験ノ時日ヲ通知ス。

第六條 試験ニ合格セザル者ニハ總テ通知ヲ爲サザルモノトス。

第七條 受験人遅刻シテ其ノ日ノ問題ガ既ニ發表セラレタル後ニ到着シタル者ハ試験場ニ入ルヲ許サズ。

第八條 受験人一科以上缺席スル者ハ、其ノ期ノ試験ヲ受クルコトヲ得ズ。
(第一號書式)

産婆試験願

住所寄留ナレバ本籍ヲ併記スベシ(族籍)

氏名

年月日生

私儀、本年第(何)回産婆試験相受度、別紙履歴書相添、此段奉願候也

年月日

右

氏名

府縣知事 殿

町村長 奥印

履歴書

- 一 修業ノ場所及ビ其ノ年月日ヲ記スルコト。
- 一 墮胎ノ罪、其ノ他、業務ニ關スル罪、禁錮以上ノ刑ニ處セラルベキ罪ヲ犯シタル者、又ハ試験

産婆ニ關スル諸規則

ニ關スル規定ニ違背シタルコトノ有無ヲ記スルコト。
右ノ通相違無之候也

右 氏
 證人
 產婆(醫師) 氏
 產婆(醫師) 氏
 (本人自署捺印)
 名

(第二號書式)

產婆試驗願

住所(寄留ナレバ本籍ヲ併記スベシ)族籍

氏 名

年 月 日 生

私儀本年第(何)回產婆實地試驗相受度、別紙履歷書並ニ證明書相添、此段奉願候也

年 月 日

右

氏 名

府縣知事 殿

町村長 奧 印

履 歷 書

- 一 修業ノ場所及ビ其ノ年月日ヲ記スルコト。
 - 一 學說試驗ヲ受ケタル地方廳名及ビ其ノ年月日ヲ記スルコト。
 - 一 墮胎ノ罪、其ノ他業務ニ關スル罪、禁錮以上ノ刑ニ處セラルベキ罪ヲ犯シタル者又ハ試驗ニ關スル規程ニ違背シタルコトノ有無ヲ記スルコト。
- 右之通相違無之候也

右 氏 名

外ニ學說試驗合格證ノ寫及ビ寫眞ヲ添附ノコト。

(下) 朝鮮、臺灣及ビ關東州ノ部

第一、產婆規則 (大正三年七月四日) 朝鮮丈ノモノ

(朝鮮總督府令第百八號)

第一條 產婆タラムトスル者ハ、二十年以上ノ女子ニシテ、左ノ資格ヲ有シ、警務總長ノ免許ヲ

受クルコトヲ要ス。

一、產婆試驗ニ合格シタル者。

二、朝鮮總督府醫院又ハ道慈惠醫院ノ助產婦科ヲ卒業シタル者。

產婆ニ關スル諸規則

- 三、道慈惠醫院速成助産婦科ヲ卒業シタル者ニシテ道慈惠醫院長ノ交附シタル助産婦適任證書ヲ有スル者。
- 四、朝鮮總督ノ指定シタル學校又ハ産婆養成所ヲ卒業シタル者。
- 五、明治三十二年勅令第三百四十五號ニ依リ産婆名簿ニ登録ヲ受ケ得ベキ資格アル者。
- 第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ産婆ノ免許ヲ與ヘザルコトヲ得。
 - 一、身體精神ニ異常アリテ産婆ノ業務ニ堪ヘズト認ムル者。
 - 二、産婆ノ業務ニ關スル罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルベキ罪ヲ犯シタル者。
- 第三條 産婆ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ本籍住所氏名生年月日ヲ記シタル書面ニ履歷書及ビ産婆試験合格證書卒業證書又ハ産婆名簿ノ謄本ヲ添ヘ警務總長ニ申請スベシ。
- 警務總長前項ノ免許ヲ與フルトキハ産婆免許證ヲ下付ス。
- 第四條 産婆氏名ヲ變更シ又ハ免許證ヲ毀損亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ十五日内ニ警務總長ニ其ノ書換又ハ再下附ヲ申請スベシ。
- 第五條 産婆ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ收入印紙ヲ以テ手数料壹圓其ノ書換又ハ再下附ヲ申請スル者ハ五拾錢ヲ納付スベシ。
- 既ニ納付シタル手数料ハ之ヲ還付セズ。

- 第六條 産婆開業シタルトキハ五日内ニ警務總長(京城ニ在リテハ警二届出ヅベシ)ニ届出ヅベシ。
- 第七條 産婆ハ妊婦産婦梅毒又ハ胎兒生兒ニ異常アリト認ムルトキハ醫師ノ診斷ヲ請ハシムベシ。
- 自ラ其ノ處置ヲ爲スコトヲ得ズ但シ臨時救急ノ手當ハ此ノ限ニ在ラズ。
- 第八條 産婆ハ法令ノ規定ニ依リ必要アル者ニ死産證書死胎檢案書ノ交附ヲ拒ムコトヲ得ズ。
- 産婆ハ産婆ノ免許ヲ受ケザル者ニ妊婦産婦梅毒又ハ胎兒生兒ノ取扱ヲ專任スルコトヲ得ズ。
- 第九條 産婆ハ自ラ檢案セズシテ死産證書又ハ死胎檢案書ヲ交付スルコトヲ得ズ。
- 第十條 産婆廢業シタルトキハ十五日内ニ警務總長ニ届出デ免許書ヲ返納スベシ死亡シタルトキハ戸主又ハ家族ヨリ其ノ手續ヲ爲スベシ。
- 第十一條 産婆第二條各號ノ規定ニ該當スルトキハ警務總長ハ其ノ免許ヲ取消シ又ハ産婆營業ノ停止ヲ命ズルコトヲ得。
- 前項ノ處分ヲ受ケタル者第二條第一號ノ原因止ミタルトキ又ハ改悛ノ狀顯著ナリト認ムルトキハ再免許ヲ與フルコトヲ得。
- 第十二條 産婆免許ヲ取消サレ又ハ營業停止ノ處分ヲ受ケタルトキハ三日内ニ産婆免許證

書ヲ警務總長ニ提出スベシ。
產婆營業停止ノ處分ヲ受ケテ提出シタル免許證ニハ其ノ裏面ニ停止ノ要旨ヲ記載シ期間満了ノ後之ヲ還付ス。

第十三條 本令ニ依リ警務總長又ハ警務部長ニ差出スベキ書類ハ警察署ヲ經由スベシ。

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス。

一、 免許ヲ受ケズ又ハ停止ノ處分ニ違反シテ產婆ノ業務ヲ爲シタル者。

二、 第七條乃至第九條ノ規定ニ違反シタル者。

第十五條 第四條第六條第十條又ハ第十二條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス。

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

警務部長ハ當分ノ内本令ニ依リ產婆ト爲ルベキ資格ヲ有セザル者ト雖モ其ノ履歴並ニ技倆

ヲ審査シ期間ヲ定メ其ノ管轄内一定ノ地域ヲ限り特ニ產婆業ヲ許可スルコトヲ得。

前項ノ許可ヲ受ケトスル者ハ本籍住所氏名生年月日及ビ業務地域ヲ記載シタル書面ニ履

歴書及ビ其ノ學力又ハ技能ヲ證明スベキ書類ヲ添へ警務部長ニ申請スベシ。

第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者ニハ本令第五條乃至第十一條又ハ第十三條乃至十五

條ノ規定ヲ準用ス。

但シ第十條乃至第十一條ニ於テ警務總長トアルハ警務部長トス。

產婆試驗規則(大正三年七月四日) 朝鮮丈ノモノ

第一條 產婆試驗ノ並長官之ヲ行フ。

試驗ノ期日及ビ場所ハ之ヲ告示スベシ。

第二條 試驗科目ハ左ノ如シ。

學 說

一、 正規妊娠分娩及ビ其ノ取扱法。

二、 正規產褥ノ經過及ビ褥婦生兒ノ看護法。

三、 異常ノ妊娠分娩其ノ取扱法。

四、 妊婦產婦褥婦生兒ノ疾病消毒ノ方法及ビ產婆心得。

實 地

實地試驗若クハ模型試驗。

第三條 五ヶ月以上產婆ノ學術ヲ修業シタル者ニ非ザレバ產婆試驗ヲ受クルコトヲ得ズ。

第四條 學說試驗ニ合格シタル者ニ非ザレバ實地試驗ヲ受クルコトヲ得ズ。

第五條 學說試驗ニ合格シ實地試驗ニ落第シタル者又ハ實地試驗ヲ受ケザル者ハ其ノ後ノ

產婆ニ關スル諸規則

試験ニ於テ實地試験ノミヲ受クルコトヲ得。

第六條 產婆試験ヲ受ケントスル者ハ卒業證書若クハ修業證書又ハ產婆若クハ醫師二人ノ證明アル修業履歷書ヲ添ヘ道長官ニ願出ツベシ但シ第五條ノ規定ニ依リ實地試験ノミヲ受ケムトスル者ハ學說試験合格ノ證明書ノミヲ添付スベシ。

第七條 產婆試験ヲ願出ヅル者ハ收入印紙ヲ以テ手数料壹圓ヲ納付スベシ第五條ノ規定ニ依リ實地試験ノミヲ願出ヅル者亦同ジ。

既ニ納付シタル手数料ハ之ヲ還付セズ。

第八條 學說試験及ビ實地試験ニ合格シタル者ニハ合格證書ヲ下附シ學說試験ノミニ合格シタル者ニハ證明書ヲ下附ス。

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

第三、臺灣總督府助產婦講習生規程 (明治四十年七月四日) 臺灣總督府令第五十一號 臺灣丈ノモノ

第一條 助產婦講習生ニハ婉産介補並ニ初生兒手當ニ必要ナル技術ヲ習得セシム。

第二條 講習生養生ニ關スル一切ノ事務ハ臺灣總督府醫院長ヲシテ之ヲ掌ラシム。

講習開始ノ期日及ビ醫院名ハ其ノ時時之ヲ告示ス。

第三條 講習生タラントスル者ハ所轄廳長ヲ經テ其ノ旨臺灣總督府醫院ニ願出ヅベシ。

第四條 講習生ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヨリ之ヲ募集ス。

一、年齡滿十六年以上四十年以下ノ本島人女子ニシテ品行方正身體強健ナル者。

二、臺灣總督府公學校第三學年以上ノ學力アル者。

但シ醫院長ニ於テ適當ト認ムル者ハ此ノ限リニ在ラズ。

三、家事ノ係累無ク規定年限内修業ノ見込アル者。

四、身元確實ニシテ相當ノ資産アル保證人ヲ有スル者。

第五條 講習地以外ノ地ヨリ採用セラレタル者ニハ相當ノ特別手當ヲ給スルコトアルベシ。

第六條 講習生採用セラレタル者ハ別記第一號様式ノ誓約書ヲ差出スベシ。

第七條 講習生ハ寄宿舎ニ收容シ食費一日金拾八錢以内手當一日金五錢ヲ給スルコトヲ得

但シ許可ヲ得テ通學スル者ニハ手當一日金拾五錢ヲ給スルコトアルベシ。

第八條 講習生疾病ニ罹リ臺灣總督府醫院ノ治療ヲ受クルトキハ相當治療料ヲ給スルコトアルベシ。

前項ノ治療料ヲ受クル者ニハ手當及ビ食費ノ全部又ハ一部ヲ支給セザルコトアルベシ。

第九條 講習生講習期間内自己ノ便宜ニ依リ退學シ又ハ不都合ノ所爲アリテ退學ヲ命ゼラ

レ或ハ卒業後五ヶ年間引續キ助産婦ノ業ヲ營マザルトキハ支給シタル食費及ビ手當ノ全

產婆ニ關スル諸規則

部ヲ返納セシム。

第十條 講習生正當ノ理由無クシテ課業ヲ受ケザルトキハ食費及ビ手當ヲ支給セズ。

第十一條 講習期間ハ一箇年半トシ之ヲ豫科及ビ本科ニ分ツ。

各科講習科目及ビ其ノ講習期間左ノ如シ。

一、豫科 六箇月以内。

本科科目講習上必要ナル普通學。

二、本科 一箇年以内。

前期 妊娠分娩產褥ノ生理及ビ模型演習。

後期 妊娠分娩產褥ノ生理初生兒疾病論及ビ育兒法並ニ實地演習。

第十二條 試験ヲ分テ豫科前期後期ノ三種トス。

第十三條 後期試験ニ合格シタル者ニハ別記第二號様式ノ卒業證書ヲ授與ス。

第十四條 前條ニ依リ卒業證書ヲ受ケタル者ハ助産婦ノ業務ヲ管ムコトヲ得。

第十五條 卒業者助産婦ノ業務ヲ管マントスルトキハ所轄廳ヲ經テ臺灣總督府ニ届出ヅベシ。

營業地變更ノ場合亦同ジ。

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ退學セシム。

一、命令ニ違反シ訓誨ヲ加フルモ改悛ノ見込無キ者。

二、素行修マラザル者。

三、成業ノ見込無キ者。

第十七條 醫院長ハ講習生心得ヲ設クルコトヲ得。

(別記)

(第一號様式)

誓約書

私儀

今般助産婦講習生トシテ御採用相成候ニ就テハ、御規則堅ク相守ハ勿論、半途退學シ又卒業後五箇年間、助産婦ノ業務ニ従事セザルトキハ、講習中支給相成候、食費手當ハ御命令ニ從ヒ保證人ニ於テ返納可仕候、依テ、誓約候也。

年 月 日

住所、職業 氏

年 月 日 名 生

住所、職業 氏

住所、職業 氏

保證人 氏

名

名

名

醫院長 宛

産婆ニ關スル諸規則

(第二號様式)

卒業證書

應

氏

名

年 月 生

明治四十年 月府令第

年 月 日

號臺灣總督府助産婦講習生規程第十三條ニ據リ、此ノ證書ヲ授與ス

醫院長、位勳爵學位 氏

名 ㊟

第 號

第四、産婆取締規則 (大正三年一月十四日) 關東州丈ノモノ

(關東都督府令第一號)

第一條 産婆業ヲ爲サントスル者ハ、年齢二十年以上ノ女子ニシテ、左ノ資格ノ一ヲ有シ、産婆名簿ニ登録ヲ受クベシ。

一、明治三十二年勅令第三百四十五號産婆規則第一條各號ノ一ニ該當スルコト。

二、關東都督府ノ産婆試験ニ合格シタルコト。

三、關東都督ノ指定シタル學校、又ハ講習所ヲ卒業シタルコト。

第二條 産婆名簿ニ登録ヲ受ケムトスル者ハ、産婆試験合格證書、又ハ卒業證書及ビ履歴書ニ

登録手数料金貳圓ヲ添ヘ別記様式ノ申請書ヲ所轄警察官署ヲ經テ關東都督府ニ差出スベシ。

第二條 産婆名簿登録申請書ニ記載セル事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ、三十日以内ニ其ノ訂正ヲ申請スベシ。

第四條 産婆廢業シタルトキハ、三十日以内ニ産婆名簿抹消ノ登録ヲ申請スベシ。

産婆失踪又ハ死亡シタルトキハ、戶籍法ニ依リ届出義務者ニ於テ前項ノ手續ヲ爲スベシ。

第五條 産婆ハ妊婦産婦褥婦又ハ胎兒生兒ニ異常アリト認ムルトキハ、醫師ノ診療ヲ請ハシムベシ。

自ラ其ノ處置ヲ爲スコトヲ得ズ、但シ臨時救急ノ手當ハ此ノ限ニ在ラズ。

第六條 産婆ハ妊婦産婦褥婦又ハ胎兒生兒ニ對シ慣行ニ依ル處置ノ外、醫術的行爲ヲ爲シ又ハ之ガ指示ヲ爲スコトヲ得ズ。

第七條 産婆ハ産婆名簿ニ登録ヲ受ケザル者ニ、妊婦産婦褥婦又ハ胎兒生兒ノ取扱ヲ專任スルコトヲ得ズ。

第八條 産婆ハ自ラ檢案セズシテ、死産證書、死胎檢案書ヲ交付シ、又ハ公務所ニ提出スベキ死産證書、死胎檢案書ニ虚偽ノ記載ヲ爲スコトヲ得ズ。

第九條 關東都督ハ産婆ニシテ犯罪若クハ不正ノ行爲アリタル者、又ハ其ノ業務ヲ營ムニ堪

産婆ニ關スル諸規則

へズト認ムル者ニ對シ其ノ業務ヲ停止シ若クハ禁止シ又ハ産婆名簿ニ登録ヲ許可セザルコトアルベシ。

産婆業ヲ禁止セラレタルトキハ産婆名簿登録ヲ抹消ス。

第十條 關東都督ハ業務ヲ停止シ若クハ禁止シタル産婆ニ對シ、本人ノ行狀又ハ其ノ事由ヲ審査シ其ノ停止若クハ禁止ヲ解除スルコトアルベシ。

第十一條 産婆名簿ノ登録登録ノ抹消主要ナル登録事項ノ訂正並ニ産婆業停止禁止又ハ其ノ解除ハ之ヲ告示ス。

第十二條 左ニ掲グル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス。

- 一、産婆名簿ニ登録ヲ受ケズシテ産婆業ヲ爲シタル者。
- 二、産婆業ノ停止中又ハ禁止後産婆業ヲ營ミタル者。
- 三、産婆試験ニ關シ虚偽ノ證明ヲ與ヘ又ハ之ヲ要請シタル者。
- 四、第五條乃至第八條ニ違反シタル者。

第十三條 第三條、第四條ニ違反シタル者ハ、科料ニ處ス。

附 則

第十四條 本令ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス。

第十五條 従前許可ヲ受ケ本令施行ノ際現ニ産婆業ヲ爲ス者ニシテ引續キ其ノ業ヲ營ム

欠

欠

第四條 犯罪若クハ不正ノ行爲アリタル者ニ對シテハ產婆試験ヲ許可セザルコトアルベシ。

第五條 學說試験ニ合格シタル者ニアラザレバ實地試験ヲ受クルコトヲ得ズ。

第六條 學說試験ニ合格シ實地試験ニ落第シタル者又ハ實地試験ヲ受ケザル者ハ次回以後

ノ試験ニ於テ實地試験ノミヲ受ケルコトヲ得。

第七條 產婆試験ヲ受ケムトスル者ハ產婆學校產婆講習所等ノ卒業證書若クハ修業證書又

ハ醫師若クハ產婆二名ノ證明アル修業履歷書ヲ添へ所轄警察官署ヲ經テ關東都督府ニ願

出ヅベシ但シ第四條ニ依リ實地試験ノミヲ受ケムトスル者ハ學說試験合格ノ證明書ヲ添

へ願出ヅベシ。

前項ノ願出ヲ許可スルトキハ指令ヲ要セズ其ノ願書ヲ受理シ許可セザルトキハ之ヲ却下

ス。

第八條 產婆試験ヲ願出ヅル者ハ試験手数料金參圓ヲ納付スベシ但シ納付シタル手数料ハ

之ヲ還付セズ。

實地試験ノミ願出ヅル者ト雖モ前項ノ手数料ハ納付スベシ。

第九條 學說試験及ビ實地試験ニ合格シタル者ニハ合格證書ヲ交附シ學說試験ノミニ合格

シタル者ニハ證明書ヲ交附ス。

第十條 當該官吏ハ受験中不正ノ行爲アリタル者又ハ受験人心得其ノ他試験場ノ整理ニ關

產婆ニ關スル諸規則 二九

附録
スル條規ニ違反シタル者ハ退場ヲ命ズルコトヲ得。

昭和二年二月十日印刷
昭和二年二月十五日發行

不許複製
正價五圓五錢
受用助産婦學

著者 白木正博

東京市本郷區龍岡町三十六番地

發行者 鈴木幹太

東京府荏原郡世田谷町字下町五十番地

印刷者 大久保秀次郎

東京市京橋區築地二丁目十七番地

印刷所 株式會社 東京築地活版製造所

發行所

東京市本郷區龍岡町三十二番地
電話小石川四七五七番・振替東京六三三八番

南山堂書



白木助産婦學

冊二全

三三判型・本綴裝紙數六百卅頁
着色鮮麗圖版三百三十五個
全部正價 金七圓八拾錢
郵稅內地 金貳拾四錢
土 金六拾五錢

九州帝國大學教授
醫學博士 白木正博
著 白木正博先生著

女子教育の進歩向上と人口の増殖とは、數多有識級の諸姉をして争ふて助産修業の道途に趨らしめ、年々歳々實に幾萬の多きを算す。然れども是等諸姉に必要缺くべからざる助産婦學書に至りては、其種類比較的少なき爲めに世上往々嘆聲あるを聴く、是れ本書の出現せる所以にして、同時に又世上の渴望を幾分なりとも緩和するを得んか。著者自序の一節に曰く「第二次國民の完全なる發育成長と直接關係を有する妊娠、分娩、産褥の考究即ち助産の學及び業が、今や國家社會の一大問題と化しつゝ、あるは決して偶然にあらず、吾人は寧ろ其覺醒の速くして熱度の足らざるを憾む」と然り著者は此意氣を以て本書を草せり。内容蓋し親るべきもの大なるを疑はず。著者は蓋し東大醫學部助産科の職にありて東大助産婦養成所の主宰者たり、將た又東京府産婆試験委員たりしこと多年、現に九州帝國大學教授の榮職にありて敏腕を振はれつゝ、あり従て修學者の心情に精通せると同時に助産婦の養成に多大の趣味と抱負とを有せらる。故に本書は著者年來抱懐せる理想の展開とも看做すべき者にして産婆修學者に緊要なる要素を具備す、即ち(一)最新の學說と豊富なる經驗とを骨子とし記述的確なる事、(二)平易簡潔且つ振假名附なれば何人にも容易に讀破理解し得らるゝ事、(三)多數の精圖を挿入して説明を補ひたる事、(四)印刷鮮明行文明快流暢にして讀み心地宜く從て記憶し易き事等は是れなり。斯るが故に助産婦修學者には無上の寶典なるべく、諸姉若し本書に頼りて助産學の學說を習得し然る後受験せらるれば、易々として及第の榮冠を得べきを疑はず誠には助産婦志望者の見逃すべからざる好書なり。

前編(參考編)助産婦に必要な度量衡・醫療上(第十版)正價金參圓九拾錢 郵稅各々、
(一)の知識・解剖・生理・正規妊娠・分娩・産褥
後編(異常妊娠・異常分娩・異常産褥・初生兒疾(第九版)正價金參圓九拾錢 郵稅各々、
患附錄II産婆規則

定評アル産婆學併載ノ模範的看護學書!!

東京帝國大學助教授 醫學博士 碓居龍太先生監修
東京市養育院院長 醫學博士 神谷甫彦先生外十一氏分擔執筆

全部完成

新撰看護學全書

冊二全

菊判型本綴裝紙數千三百五十五
餘頁精巧圖版七百九十箇別表三葉
全部正價 金九圓
郵稅內地 金貳拾四錢
土 金六拾五錢

本書は東京市養育院看護婦講習所に現に講師たり又は講師たりし諸氏が各自得意の部項を分擔執筆し、碓居龍太先生の厳正なる監修を経たるものにして、斯學に關する一切の事項は遺漏する所なく、新進の諸氏が心血を注ぎてあらゆる方面より各學科の眞髓を捉へて之を精密且つ平易に説述し、最新の知識を網羅して餘さず、又類書に例なき程多數の密畫を挿入して理解に便ならしむる等丁寧親切の點に於て缺くる所なく、恐らく近世看護婦學の模範たるものなり、故に自習者たる看護婦と講習者たる看護婦とを問はず本書を反復熟讀せば他に參考者を見るの必要なく、樂々と受験合格の榮に與かり得べく、其他看護婦を養成せんとする人又は看護婦或は患者に看護學を指示し又は看護婦を自家の介補又は藥局生たらしめんとするの醫家は、本書によりて一般知識を遺憾なく會得し自家の至大なる便宜を得、併せて自家の治療する患者の看護を理想的たらしむべし。之れ敢て弊館の本書を薦むる所以なり。

上巻(人體解剖學・人體生理學・一般看護法・醫療機械一般・衛生學大意・消毒法・糞便學・藥物學大意・麻藥療法大意・血清療法化學的療法大意)・調劑學大意・患者運搬法・救急處置 正價金四圓
下巻(治療介補・內科・小兒科・傳染病・外科・婦人科・産科・眼科・耳鼻咽喉科・皮膚花柳病科及正價金五圓
法・內務省看護婦規則(附屬看護學)

外2897
お早

九州帝國大學教授
醫學博士
白木正博先生著

婦人科學

前三判型洋裝精巧圖版多數挿入
後三判型洋裝精巧圖版多數挿入
郵稅內各金拾八錢

大阪醫科大學教授
醫學博士
緒方十右衛門先生著

婦人科診斷及治療學

前三判型洋裝精巧圖版多數挿入
前編訂正六版正價金九錢
後編訂正六版正價金四錢
郵稅內各金貳拾四錢
發行

東京帝國大學教授
醫學博士
磐瀬雄一先生著

新撰產科學

三三判型洋裝精巧圖版多數挿入
上卷訂正六版正價金五錢
下卷訂正六版正價金八錢
郵稅內各金貳拾四錢

大阪醫科大學教授
醫學博士
緒方十右衛門先生著

產科學提要

袖珍型洋裝精巧圖版多數挿入
增訂第四版正價金參圓
郵稅金拾錢

石川日出鶴丸博士序
岡林秀一博士序
杉浦清學士著

胎性豫知及決定論

菊判型本級美裝
新刊正價金參圓五拾錢
郵稅金拾錢

4959
S. 83
2

終